

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	考え方
1	<p>銀行法十九条一項、二項及び銀行法五十二条の二十七第一項の中間業務報告書及び業務報告書の有価証券報告書、来年度から廃止となる四半期報告、半期報告書を含む、との実質的な記載内容の違いについて、わかりやすさの観点から、ご紹介ください。有価証券報告書よりも、機密情報等に立ち入った詳細な報告がなされることが想定されているのか等についてお伺いさせていただきたい次第です。</p> <p>また、上記を回答するにあたり、中間業務報告書及び業務報告書のいずれもあまり知られていない非公開の報告書と思われ、実務上の位置づけがよくわからないことから、両者の実務上の意義、特に、固有の記載内容及び業界団体からの規制緩和要望の趣旨、問題意識及び御庁としての判断内容についてご教示ください。</p> <p>そのうえで、上記が、有価証券報告書と実質的にそれほど内容や分量に差異がない場合については、金融庁に残っている実質的な監督手法としてどのようなものがあるのか、特に、監督情報や監督企画の端緒となる情報の入手経路、立入検査、報道された個別の案件ベースでのメールでの資料取寄せ、メール監査等、について、セキュリティ上可能な範囲で体系的にご説明ください。</p> <p>掲示のあった、別紙様式第一号ないし第十二号記載の同一の事項を記載した書類を既に金融庁長官等に提出している場合において、どのような場合が提出されている場合に該当するのかご教示ください。</p> <p>また、金融庁長官等に提出している場合に該当する場合として、電磁的方法専用のドライブ等に掲示する等が想定されている場合には、御庁及び銀行側においてどのようなセキュリティが確保されることになるのか並びに当該電磁的方法に対するサイバー攻撃等があった場合の文書の改ざん可能性に対する対処の在り方、御庁内において、印刷したうえで、ファイリングし、書庫に一定期間保管しておく等についてご教示ください。</p>	<p>今回の改正は、令和5年第1回規制改革・行政改革ホットライン（縦割り110番）における業務報告書の簡素化に係る要望を踏まえ、現行の監督の枠組みを維持しながら金融機関の負担を軽減することを目的としています。</p> <p>有価証券報告書、半期報告書および四半期報告書は、投資者保護等に資することを目的とし、金融商品取引法の規定に基づき、金融庁長官等に提出され、また「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）」等で開示されるものです。</p> <p>一方で、中間業務報告書及び業務報告書（以下、業務報告書等）は、銀行法第19条および第52条の27の規定に基づき、事業年度ごとに、業務および財産の状況を確認するために徴求しているものであり、監督行政上、必要に応じて参照しているところです。</p> <p>「同一の事項を記載した書類を既に金融庁長官等に提出している場合」には、同一の事項を記載した有価証券報告書を提出している場合等が該当します。</p> <p>当庁では、情報セキュリティ対策を講ずるための包括的な規定として、「金融庁情報セキュリティポリシー」を制定し、情報セキュリティの確保に取り組んでおり、金融機関等から提出されたものを含め、行政文書等を適切に管理しています。</p>

<p>上記項番に関連し、これまでの銀行法十九条一項及び二項の中間事業報告書及び業務報告書の提出にあたっては、どのような文書が添付されていたのかご紹介いただくと共に、今次の改定により、銀行に対する監督に何らか実質的な影響が生じるのかご教示ください。</p>	<p>これまで、業務報告書等の記載の省略に際しては、銀行法施行規則の別紙様式にて定められる事項と同一の事項を記載した書類が添付されていることを確認し受理していました。</p> <p>今回の改正は、現行の監督の枠組みを維持しながら金融機関の負担を軽減することを目的としており、金融機関の監督への実質的な影響は想定していません。</p>
---	--

(以 上)